

北区における水と緑を活用したまちづくり検討業務委託仕様書

1 業務名称

北区における水と緑を活用したまちづくり検討業務委託

2 事業目的

大阪市北区では、「北区将来ビジョン（2025～2034）」を策定し、地域資源やポテンシャルを活かした持続可能で魅力的なまちづくりを目指した取り組みを推進している。

また、淀川・大川・堂島川・土佐堀川などの水辺空間や、うめきた・中之島地域等の都市公園が整備されており、都心に位置しながらも水と緑が形成される質の良い環境ポテンシャルを活かして、より回遊性を生み出すことを目指している。さらに、淀川においては都市高速道路等の都市インフラ整備が進められ、これらの整備に合わせた河川敷等における公園等の新たな機能創出も求められており、市街地と河川や公園のつながりを高め、魅力的な水と緑のつながりを支える環境整備を進めることで、豊かな自然と都市機能が調和した美しい景観を地域の魅力として一層高めていきたいと考えている。

この間、大阪市では、2013年策定の「新・大阪市緑の基本計画」の計画期間満了に伴い、令和7年11月に次期計画として「大阪市緑の基本計画〈2026〉」が策定された。新たな計画では、これまでに確保してきたみどりのストックや、市民・事業者・行政などの多様な主体が築き上げてきたパートナーシップを活かし、大阪市に住む・働く・訪れる私たちの生活がみどりにより豊かになるような、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」の実現を目指している。

加えて、近年、気温上昇や激甚化する気象災害の頻発により、自然環境が持つ多様な役割の重要性が高まり、都市と自然の共生社会の形成が求められている。

本業務では、こうした背景を踏まえ、水と緑による自然環境と都市機能が融合したまちづくりポテンシャル等を調査し、誰もが安心して幸せに暮らしていけるよう、これらの地域資源等を活かして、環境、文化、健康、子育て、地域活力、観光、防災等、多様な観点から検討することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び本市職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

5 業務内容

- (1) 自然環境・都市機能等の現状とまちづくりポテンシャルの調査
自然環境（水系・緑地・地形等）及び都市機能（文化・教育・交通・レクリエーション等）に関する各種データを、GIS等を活用して一体的に整理しながら、地域における現況課題を多角的に分析するとともに、これら課題の解決につながる水と緑等の潜在的なポテンシャルを調査する。
- (2) 水と緑を活かしたまちづくりの方向性及び具体的取組み等の作成

上記の調査をはじめ、大阪市緑の基本計画や関係法令・条例・規則等に対応しながら、地域資源と都市機能が融合したまちづくりポテンシャルにより、環境、文化、健康、子育て、地域活力、観光、防災等に寄与するまちづくり方策を検討するとともに、北区将来ビジョンに対応した方向性と具体的取組み（評価指標を含む）をとりまとめる。

(3) 新たな機能創出に向けた「淀川」における整備イメージ（素案）の作成

淀川周辺の現地調査及び河川管理者、工事関係者等へのヒアリング調査実施により、新たな機能創出につながる整備の基本条件を整理する。また、これらの基本条件を踏まえた整備イメージ等を作成・提案しながら、地域関係者をはじめ、地域関係者と有識者等で構成する会合からの意見等を集約の上、令和8年9月下旬までに実現可能な整備イメージ（素案）と、具体的な対応方針等を取りまとめる。

(4) 地域関係者と有識者等で構成する会合への提案及び意見集約等に係る支援

地域関係者と有識者等で構成する会合において、区役所から提案していく説明資料等の作成、会議当日の説明補助、及び議事録の作成等に係る業務を行う。なお、同会議は、2～3回の会議を予定している。

(5) 報告書等作成

上記（1）～（3）において整理した内容を取りまとめ、令和8年11月（予定）に実施する北区区政会議やパブリック・コメントに必要なデータを提供する。さらに、発注者により意見聴取した内容については、必要に応じて反映したうえで成果品を作成する。

[想定スケジュール・役割]

時期	内容	役割	
		発注者	受注者
令和8年6～7月	地域要望・関係部署等へのヒアリング調査	○	○
令和8年6月	北区区政会議における事業概要説明	○	
令和8年9月	新たな機能創出に向けた「淀川」における整備イメージ（素案）策定		○
令和8年9～10月	北区区政会議、パブリック・コメント資料の調整	○	○
令和8年11月	北区区政会議、パブリック・コメントによる意見聴取	○	
令和9年1月	成果品の提出		○

6 提出書類

(1) 業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・業務責任者通知書 1部
- ・業務計画書 1部

※業務着手通知書及び業務責任者通知書は契約締結後速やかに、業務計画書は契約締結後14日（休日等除く）以内に作成し、発注者に提出しなければならない。

※業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画 ⑤打ち合わせ計画
- ⑥成果品の内容、部数 ⑦使用する主な図書及び基準
- ⑧連絡体制（緊急時含む） ⑨業務経費積算内訳書 ⑩その他必要事項

- (2) 業務の実施中に提出する書類
 - ・貸与品借用書・返納書 (随時)
 - ・業務に関する打ち合わせ議事録 (随時)
- (3) 業務の完了時に提出する書類
 - ・業務完了報告書 1部
 - ・納品書 1部
 - ・清算報告書 1部

7 成果品

次の成果品を令和8年1月末目途に提出するものとする。これらの帰属についてはすべて発注者の所有とする。

- (1) 報告書 (A4を基本としたもの) 2部
- (2) 報告書概要 (A3、2枚程度でまとめたもの) 6部
- (3) その他、業務によって得られた資料一式
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ (DVD) 3枚

8 打ち合わせ協議

業務にかかる打ち合わせは、業務着手時、中間時、業務最終報告時の対面またはWEB方式での実施のほか、業務遂行上必要となる発注者への確認など、適宜、電子メール等により実施するものとし、業務に関する打ち合わせ議事録の整理は受注者が行い、速やかに発注者へ提出するものとする。

9 受注者の責務

受注者は業務の遂行にあたり、発注者と緊密に連絡を取りながら、次に掲げる事項に留意して業務を円滑に遂行できるよう万全を期すること。

(1) 個人情報の取り扱いについて

本業務の実施にあたり知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また契約終了後においても適切に管理し、第三者への提供や本事業以外の目的に使用してはならない。

また、受注者は、個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに発注者にその旨を報告すること。

(2) 公正・中立性の確保について

業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保すること。

10 権利処理

文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に定めるものを含む。)は発注者に譲渡されるものとし、受注者が権利を有する著作物については、受注者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受注者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。なお、著作物の許諾の範囲は以下のとおり。

- ・受注者より受領した著作物を、発注者が複製のうえ配布すること。

- ・発注者が文書・資料を収録した電子媒体を配布すること。
- ・発注者が文書・資料を WEB 上に公開し配布すること。
- ・発注者が会議等において文書・資料を用いて発表すること。また、それらを用いて作成した資料を配布すること。
- ・文書・資料を用いた会議風景等を撮影した映像・写真を WEB 上に公開すること。
- ・発注者が認めた機関の展示施設で閲覧に供すること。
- ・発注者が認めた機関が所有するサーバーに文書・資料を配布し、当該機関が WEB 上に公開・再配布を行うことを許諾すること。

11 委託料の支払い等

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

業務委託料の支払いは、業務の履行確認後、発注者による検査に合格した場合に、契約金額を支払う。

12 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

なお、契約の解除にあたり、次の契約事業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎ及び履行すること。

- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、発注者の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、発注者が必要と認める場合

13 再委託に関する特記事項

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大

阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 その他

(1) 各種成果品の提出について

- ・Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上使用ソフトを決定すること。
- ・外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。
- ・提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。
- ・成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

(2) 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書について

本契約の履行に際して「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の趣旨を踏まえ、仕様書別紙「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」を遵守すること。

(3) その他

業務遂行中に疑義が生じたときは速やかに発注者に連絡し、指示を受けること。

(4) 本仕様書に定めのない事項について

大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

15 事業担当

〒530-8401 大阪市北区扇町 2 丁目 1-27 (4 階 42 番窓口)

大阪市北区役所政策推進課 電話：06 - 6313 - 9976 FAX：06 - 6362 - 3821

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。